

第75回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

実施要領

世田谷区推進委員会

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動である。

本要領は、世田谷区内における本運動を、効果的かつ有機的に推進していくために定めるものである。

1 行動目標・重点事項

(1) 行動目標（この運動が目指すこと）

- ① 犯罪や非行を防止し、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ② 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

(2) 重点事項（この運動において力を入れて取り組むこと）

急速に変化する社会の中で、孤独・孤立や生きづらさを抱えながらも、過去の過ちから立ち直ろうとする人を再び地域に受け入れることにより、多様な背景を持つ人と人が緩やかに繋がりつつ共に支え合う包摂的な地域社会を実現できるよう、次のことに力を入れて取り組む。

- ① 誰もが抱えうる問題が犯罪や非行の要因となりうることや、人は変われるということを感じて寄り添い続ける更生保護の活動は、再犯を防止して立ち直りを支える大切な活動であるとともに、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な社会作りにつながることにについて、国民の各層に広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- ② 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- ③ 同じ地域社会の一員である保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の活動に対する支援に充実を図るほか、「国際更生保護ボランティアの日」と連動させた積極的な広報等により、更生保護ボランティアを増やすための取組
- ④ 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取組
- ⑤ 犯罪や非行が起こらないよう、こどもや若者たちの健やかな成長を期する取組

2 強調月間

令和7年7月1日から同月31日までの1か月間

ただし、近年の気候変動の影響による夏期の気温の上昇を踏まえ、広く国民の参加を促す本運動の趣旨に鑑み、必要に応じて取組を効果的かつ安全に実施するための実施時期・方法等を工夫することとする。

3 主唱

法務省

4 主催

世田谷区推進委員会（詳細は設置要綱のとおり）

5 運動の方法

犯罪や非行の防止と更生の援助という“社会を明るくする運動”の趣旨を参加者が十分理解できるよう周知に取り組むとともに、「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、これまでの実績にも配慮しつつ、下記に例示した実施項目を参考として、関係機関・団体等の積極的かつ具体的な参加、協力等を得られるよう努める。

また、世田谷区が進める安全・安心まちづくりの取り組みとの連携に留意しながら、地域で活動する各関係機関・団体等が相互に連携することなどにより、世田谷の将来を担う子どもたちから豊かな人生経験をお持ちの高齢者まで、幅広い年齢の区民が参加しやすい運動となるよう、地域の実情に応じた効果的な方法をもって、本運動を推進していく。

（1）強調月間における活動

本運動の啓発を促進するため、強調月間中に以下の活動を行う。

- ① 駅頭広報活動 強調月間の期間中、区内私鉄駅頭で“社会を明るくする運動”の趣旨を広く区民に向けて啓発・宣伝する。
- ② ポスター掲示
区の広報版や公共施設（区役所ロビー等、各総合支所、出張所、まちづくりセンター、区民会館、区民センター、地区会館、中央図書館等）で啓発ポスターを掲示する。
- ③ 区のおしらせ「せたがや」
区のおしらせ「せたがや」7月1日号で、本運動を周知する。
- ④ その他広報
広く区民・機関・団体の協力を得て実施する。

（2）「ふるさと区民まつり」へのコーナー設置

8月2日（土）、3日（日）に開催される第46回ふるさと区民まつり会場に“社会を明るくする運動”コーナーを設置し、本運動の啓発・宣伝を行う。

具体的な企画の検討等は“社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会に設置した「区民まつり小委員会」（世田谷区保護司会、区立小学校PTA連合協議会、区立中学校PTA連合協議会、世田谷区民生委員・児童委員協議会）において進める。

（3）作文コンテスト

次代を担う小・中学生に、本運動への理解を深めてもらうことを目的として、作文コンテストを実施する。

(4) その他

推進委員会構成団体などを対象に、講演会等を実施する。

6 事務局

世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課調整係

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 5432-2293